

# 法律・税務公開セミナー & 無料相談会

《主催》  
名古屋第一法律事務所  
生活協同組合コープあいち  
税理士法人オーティエー  
NPO法人あいちあんきネット

人生において、相続は大なり小なり誰しもが一度は経験します。そして、争いなくスムーズに進めたいと誰もが思うとともに、ご自身にどれだけの相続税が発生するのか気になるところではないでしょうか？

今年度は、昨年度に続きより多くの方が気になる「相続」と「相続税」の2テーマで、様々な会場でセミナーを開催します。法律・税の専門家が親切・丁寧に分かりやすくお話しします。開催会場・日時をお確かめの上、お近くの会場へお気軽にご参加ください。

## 相続入門 と 相続税 — 他人ごとでない!? 相続税のアレコレ —

### 弁護士講師陣



森田 茂



中川 匡亮



荻原 典子



長尾 美穂

### 税理士講師陣



川崎 隆也



富田 偉津男



中村 拓巳

【2017年9月2日（土）】

コープのお店

コープあいち・豊橋生協会館

開催時間：13時～16時 講師：森田 茂（弁護士）・川崎隆也（税理士）

【2017年9月30日（土）】

コープのお店

コープ上社店

開催時間：13時～16時 講師：中川匡亮（弁護士）・富田偉津男（税理士）

【2017年10月21日（土）】

コープのお店

コープ安城よこやま・くすの木ホール

開催時間：13時～16時 講師：荻原典子（弁護士）・中村拓巳（税理士）

【2017年11月11日（土）】

コープのお店

コープ高蔵寺ニュータウン

開催時間：13時～16時 講師：長尾美穂（弁護士）・川崎隆也（税理士）

事前申込不要

参加費無料

開場時間は12時30分

無料相談会は要申込  
※裏面をご参照ください。

【問い合わせ】名古屋第一法律事務所 TEL：052-211-2236 / FAX：052-211-2237

NPO法人あいちあんきネット TEL：052-781-6074（※）いずれも平日AM9:00～PM5:00まで

【名古屋第一法律事務所】

1968年6月に設立された中部地区最大規模の法律事務所。  
『人と社会に貢献する事務所であり続けたい』という思いのもと、市民や社会的弱者の側に立った法律事務所を体現しています。

【税理士法人オーティーエー】

税の専門家組織として、租税法律主義の実践と税制の民主化に向け納税者の権利擁護と義務の実行に貢献することで、税理士の使命を実現致します。税務・会計業務の使命を實踐し、“福祉・平和”の現場にて貢献する税理士事務所です。

【生活協同組合コープあいち】

2010年3月にめいきん生協とみかわ市民生協が合併して誕生。  
『ひろがる つながる 役立つコープ』を目指して、地域のみなさんと共同して食とくらしの安全・安心、平和で住みよいまちづくりと持続可能な社会の実現に積極的な役割を果たしています。

【NPOあいちあんきネット】

上記3団体の協力により、2005年12月に設立されたNPO。  
高齢者のくらしの安心・安全と生きる権利を守る事業を目的とし、ネットワークを活かして愛知県下の専門家・福祉施設・医療機関・行政等と連携して活動を進めています。

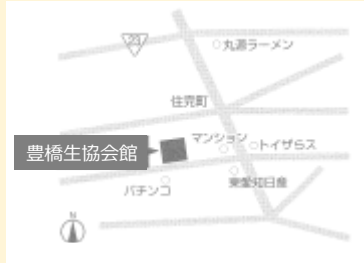
9月  
2日

コープあいち  
豊橋生協会館

(豊橋市牟呂町松崎15)

豊橋鉄道バス「西部住宅東」停より徒歩約2分

※駐車場あり



9月  
30日

コープ上社店2階

(名古屋市名東区上社

1-301-1)

地下鉄東山線「上社」駅1番出口より徒歩2分

(※) 公共交通機関をご利用ください。



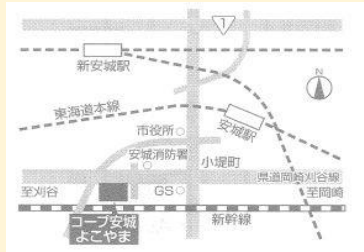
10月  
21日

コープ  
安城よこやま

・くすの木ホール

(安城市横山町浜上81)

安城消防署より南へ150m ※駐車場あり。



11月  
11日

コープ高蔵寺  
ニュータウン2階

(春日井市岩成台7-2)

名鉄バス「藤山台東」停より西へ徒歩2分 ※駐車場あり。



【 セミナー後の相談申込票 】

セミナー終了後の無料相談(1枠30分)をご希望される方は、

下記にご記入の上、ご希望日の1週間前までに、TEL又はFAXにてお申込みください。

(TEL:052-211-2236 FAX:052-211-2237 担当:中島)

なお、希望者多数の場合は、少しお待ちいただくか、ご要望に添えないことがありますので、ご了承ください。

(※) 本申込書にていただいた個人情報は、個人情報保護法及び関連法令に基づき適正に管理、保護し、目的以外の利用や第三者への情報提供は一切行いません。

★ご住所・お名前・ご連絡先をご記入ください★

ご住所:

お名前:

連絡先電話番号:

★相談希望日に○を付けてください★

( ) 9月 2日(土)

( ) 9月30日(土)

( ) 10月21日(土)

( ) 11月11日(土)

〔ご相談内容を簡単にご記入ください〕

相談希望者に○を付けてください ⇒ ( ) 弁護士 ( ) 税理士 ( ) ケアマネジャー ( ) その他